

商法（会社法）会計について

平成20年10月23日
法務省民事局

第1 商法（会社法）改正の主な経緯 ～ 計算関連規定 ～

- ・ 明治32年 新（現行）商法制定
- ・ 昭和49年 商法一部改正，商法特例法制定
会計監査人制度，「公正ナル会計慣行」の斟酌規定の創設等
- ・ 平成10年「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（大蔵省・法務省）
- ・ 平成11年 商法一部改正
時価会計制度の導入等
← 「金融商品に係る会計基準」等との整合性を確保する。
- ・ 平成14年 商法一部改正
計算関係規定の省令委任の範囲の拡大等
← 商法会計の変更について機敏な対応を可能とする。
- ・ 平成17年 会社法・会社計算規則制定
資産評価規定の簡略化，分配可能額の算定基準の設定等
← 企業会計との連携を進めつつ，分配可能額の算定規定を緻密化する。

第2 商法（会社法）会計における現行の計算規定の構造

- 情報提供機能という観点からの計算書類の作成については，企業会計の慣行を尊重し，会社法における必要最低限の規定にとどめる。
- 配当規制（債権者保護機能ないし債権者と株主との利害調整機能）については，計算書類を基礎としつつ，会社法独自の観点から，分配可能額の算定の規定を設ける。

第3 国際財務報告基準（IFRS）の導入等に関する議論の商法（会社法）会計への影響

- 特に分配可能額の算定の在り方との関係について
いわゆる連結先行論，連単分離論
単体についての強制適用論，選択適用論
- 会計基準設定主体の役割
- 中小企業の会計に関する指針等の役割

資料 料鑑

商法と企業会計の調整に関する研究会報告書

(平成一〇年六月一六日)
(大蔵省・法務省)

はじめに 開催の経緯等

我が国の企業会計制度は、企業の多角化、経済社会環境の変化等に対応して、逐次整備・改善が行われてきたところであるが、最近の金融証券市場のグローバル化、金融商品の多様化等を踏まえ、会計基準の一層の整備が望まれているところである。

平成八年十一月、内閣総理大臣から、金融システム改革に関して二〇〇一年までに改革が完了するプランをできる限り早急にまとめるよう、大蔵大臣及び法務大臣に対し指示があった。総理指示の改革の重要事項には、「ディスクロージャーの充実・徹底」及び「会計制度の国際標準化」が含まれている。これを受けて、企業会計審議会では、公正・透明な市場の発展に資するため、国際的にも遜色のない企業会計・ディスクロージャー制度の整備に向けて精力的な審議が進められている。

平成九年六月に、企業会計審議会から、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」及び「金融商品に係る会

計処理基準に関する論点整理」が取りまとめられ公表された。これらの意見書では、経済社会環境の変化等に対応し、連結財務諸表作成手続の抜本的見直し、金融商品の時価評価の導入といった、現行の会計基準の大幅な見直しが提言された。その中で、時価評価の導入及び税効果会計の採用については、商法の原価主義、利益計算上の取扱いとの調整を行う必要があるとの提言がされている。

このような背景のもと、企業会計審議会の提言を踏まえ、法務省（法務大臣官房参事官）と大蔵省（証券局企業財務課長）が共同で、商法学者、会計学者及び実務家の参加を求め、商法と企業会計の調整に関する研究会（座長 江頭憲治郎 東京大学教授）を開催することとした。

本研究会は、平成九年七月から七回にわたって開催され、時価評価の導入及び税効果会計の採用を中心に商法と企業会計との調整を図るべき事項について検討を行ってきたが、今般、一応の区切りとして報告書を取りまとめることとした。

I 商法と企業会計との関係について

1 商法及び企業会計による会計目的

証券取引法における会計目的は、公開会社を対象として、投資家に投資情報を提供する機能が中心といわれている。この情報提供機能の観点からは、適正な会計処理を通じて企業の財政状態及び経営成績を明らかにすることが必要である。

一方、商法における会計目的は、公開会社のみならず非公開会社を含むすべての会社を対象として、債権者と株主の利害調整機能又は債権者保護を中心としていると一般にいわれている。

しかし、これと並んで株主に対する情報提供機能も重要な目的の一つとされており、財産計算のみならず期間損益計算が一層重視されるようになってきたと考えられる。この面では、商法の会計目的は、多数の株主が存在する公開会社に関する投資家に対する証券取引法の情報提供機能と実質的に同一の役割を担っていると考えられる。

情報提供機能は両者に共通するといふ観点において、企業の財政状態及び経営成績を表す基礎となる利益計算に違いが生じることは利害関係者の判断を誤らせる虞がある。また、商法における債権者保護の観点からも、配当可

能利益が恣意的に操作されることを排除するため、利益計算が公正な会計処理を通して適正に行われることが望ましいと考えられる。

したがって、公開会社を対象とする証券取引法と非公開会社を対象に含む商法では、要求される情報について差異があるとしても、財産計算及び利益計算は基本的に一致するように調整が図られてきたところである。

(注) 公開会社とは、上場会社、店頭登録会社、有価証券の公募・売出し等を行った会社で、証券取引法の適用を受け有価証券報告書を開示している株式会社を想定している。

2 商法計算規定と会計基準の位置づけ

企業会計原則の前文では、「法令によって強制されないでも、すべての企業が従わなければならない基準」と謳われており、企業会計原則を初めとする企業会計審議会が設定した会計基準は、我が国の会計実務において一般に公正妥当と認められる会計慣行として広く根づいている。また、商法においては、「総則」及び「会社の計算」において計算規定等が定められており、その中で、第三二条第二項の「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」との斟酌規定の解釈上、企業会計原則は、「公正ナル会計慣行」の中心をなすも

委員名簿

(座長)	江頭憲治郎	東京大学教授
(委員)	岩原 紳 作	東京大学教授
	大塚 宗 春	早稲田大学教授
	神田 秀 樹	東京大学教授
	岸田 雅 雄	神戸大学教授
	斎藤 静 樹	東京大学教授
	関 哲 夫	新日本製鐵常務取締役
	南 光 雄	公認会計士
	森 本 滋	京都大学教授
	菊池 洋 一	法務省法務大臣官房参事官
	三國 勝 範	大蔵省証券局企業財務課長

のと解されている。

さらに、これまでも企業会計審議会の答申及び意見書が商法の計算規定等の改正に逐次反映されるとともに、商法の計算規定の改正に合わせ企業会計原則が改訂され、商法における計算規定と企業会計との相互調整が図られてきたという経緯がある。このような経緯から、商法における計算規定と企業会計とは相互に密接に係り、両者が相まって我が国の会計実務が形成されてきたと考えられる。

3 商法における計算規定と配当規制の関係

商法には、商人一般に関する計算規定として、第三二条、第三三条、第三四条が置かれており、株式会社については、これらのほか第二八五条ノ二以

下において、資産評価、繰延資産、法定準備金等に関する規定が置かれている。このうち資産評価規定は、第二九〇条第一項が貸借対照表上の純資産額を基礎に配当可能利益額を算定する構造をとっていることから、配当可能利益計算すなわち配当規制の中核となっている。

しかし、配当規制は、主として債権者保護あるいは債権者と株主との利害調整機能という商法の役割からの規制である。そこで、配当規制の方法としてはいろいろのものがあろうし、また貸借対照表上の純資産額を配当規制の基礎とするにせよ、個々の資産評価をどのような方法（時価法、原価法等）により行うかが、配当可能利益額の算定に必ずしも直結するわけではない。したがって、商法で個々の資産の評価をどのような方法により行うかという問題と、配当可能利益額をいかに算定するかという問題は、分けて考えるべきである。以下、前者の問題として、配当可能利益額の算定方法を検討していくことが適当であると考

II 金融商品に対する時価評価の導入

1 時価評価の必要性

有価証券、デリバティブといった金融商品の多様化、価格変動リスクの拡大、取引の国際化等の状況下において、金融商品を原価評価する会計基準の下では、財務活動の実態が財務諸表に適切に反映されておらず、投資家にとって投資対象のリスクとリターンを早期把握が困難になってきているとの指摘がある。また、企業の側においても、企業自身のリスク管理の徹底及び財務活動の成果の的確な把握に際し問題があると考えられている。さらに、我が国企業の国際市場での資金調達及び海外投資家の我が国証券市場での投資の活発化という状況の下で、財務諸表等の会計情報は国際的観点から比較可能性が強く求められており、デリバティブ等国際的レベルでの金融商品取引に関し、我が国の会計基準の国際的調和が喫緊の課題となっている。

デリバティブ取引、市場性のある有価証券等の金融商品については、これまでは主として注記の時価情報等の提供により財務諸表の内容を補完する手法が採られてきたが、上記の基本認識に基づき、金融商品に係る企業の財務活動の実態をより適切に財務諸表に反映させていくことが必要になると考

えられる。

このため、金融商品の属性に応じ、企業の財政状態を適切に表示し財務活動の成果を反映させる観点から、企業の保有する金融商品に内在するリスクとリターンを的確に財務諸表に反映させるために時価評価を導入する必要が生じてきている。これらの必要性は単に企業会計上の要請に止まるものではない。例えば、評価損益が企業の収益力や負債の返済能力に影響することとも考えられ、時価の変動を適時に顕在化させていくことは、商法における債権者保護の観点からも重要な要請ではないかと考えられる。したがって、商法においても金融商品の時価評価を導入されることが望ましいと考えられる。

2 金融商品の時価評価を行う会社の範囲

金融商品の時価評価は、上記のとおり、企業の財政状態及び経営成績をより適正に表示することを目的としており、その観点からは、会社の規模により時価評価の必要性に違いが生じるとは考えられない。したがって、基本的には、すべての会社に同一の評価基準が採用されることが望ましいと考えられる。

しかしながら、利害関係者が限定されている非公開会社の場合には原価評価によっても情報提供機能が損なわれ

ない場合も多いのではないかと考えられること、また、金融商品の取引や保有が少なく、時価評価を行ってもその評価損益の重要性が乏しい会社もあるのではないかと考えられることなどから、このような会社にまで時価評価を強制しなくても、商法の法益の観点から弊害は乏しいのではないかと意見もある。他方、投資家保護の観点からより統一的な会計処理が求められる公開会社については、会計基準に則った時価評価を強制することが必要と考えられる。したがって、証券取引法上の開示において時価評価が強制された公開会社については、商法に時価評価を行う会社の範囲についての明文規定を置かない場合にも、公正な会計慣行が斟酌されることにより商法上も時価評価を行うこととなると解することが適当である。反面、中小会社等に対しては、時価評価を行わないことが直ちに違法となることとならないよう、実務に配慮した検討が進められる必要がある。

3 時価評価の対象とする金融商品
どのような金融商品について時価評価を行うかという問題は、具体的には、企業会計審議会において会計基準として明確化することが適当である。現行の商法の計算規定においては、流動資産、金銭債権及び有価証券（株式、債券）について評価規定が置かれ

ており、これらについて時価評価に関する規定を置く必要があるのではないかと考えられる。

また、デリバティブについても、その価値は時価そのものであり、時価の変動をとらえて取引を行うものが大半である等の理由から、企業会計審議会において、会計基準として時価評価を明確化することが適当である。個々のデリバティブについて、それぞれのどのような法的性質を有しているのかについては種々の議論もあるが、デリバティブが今後も多様化していく状況にあつては、デリバティブの属性を一義的に定めることはなかなか困難な問題であると考えられる。むしろ、商法上デリバティブの会計処理については、特別の規定を設けず、第三十二条にいう公正な会計慣行、具体的には企業会計における会計基準を斟酌して対応するものとして差し支えないのではないかと考えられる。

4 時価評価差額と配当規制 (1) 時価評価差額の取扱い

金融商品の時価評価を行った場合に生じる評価差額については、企業会計上、これを損益計算に含めるものと貸借対照表の資本の部に何らかの項目をもって直接掲記するものとに区別する考え方があつた。前者については、一般的な配当規制の問題として今後検討する必要があるが、後者の会計処理方法

については、さらに、利益処分や準備金等としての位置づけなど多岐にわたる論点を現行商法上どのように整理するのかという問題がある。

このような多岐にわたる論点、例えば、現在の純資産額を基礎とした配当可能利益の計算方法との関係、配当規制の可否や規定方法等の基本的な問題については、企業会計審議会の会計基準が明らかにされたうえで、今後、商法の考え方を確立していくことが必要である。

(2) 配当規制の考え方

商法の債権者保護の観点からは、評価差額をすべて配当可能利益とするには問題があるとの考え方がある。したがって、時価評価の対象となる資産の範囲により配当規制を行うことの可否について検討することが必要となるものと考えられる。

配当規制については、時価評価の対象となる資産が換金性の高い流動資産等であつて企業の期間業績として捉えられるべき評価損益の範囲内で時価評価が行われるならば、商法上、当該評価損益について配当規制を行わない（評価損・評価損ともに配当可能額計算に反映される）こととしても、その弊害は乏しいと考えることができるのではないかと意見がある。

他方、上記の資産以外の評価差額は配当可能利益に含まれないものとする商

法上の配当規制を、時価評価の対象となる金融商品の範囲が企業会計審議会において定められ、商法が直接定める制度の下で敷くことは、立法技術上困難であるとの意見がある。

また、平成九年に銀行及び証券会社のトレーディング勘定の時価評価が導入された際には、トレーディング勘定に含まれる評価損益をネットして評価差額がある場合にこれを配当規制することから、当面は、評価損益をネットした評価差部分について配当規制を行うという考え方もある。

III 税効果会計の採用

1 税効果会計の必要性

(1) 企業会計と税務計算の差異
企業の利益は商法（企業会計）の手続を経て算出されるが、税務上の課税所得計算においては企業会計とは異なる課税所得計算が行われるものがあることから、課税所得と企業会計上の利益とに差異が生じる。

課税所得が企業会計の利益と異なる要因は、大きく分けて、(a)収益や費用の概念は同一であるが損益の帰属期間の認識が違ふものと、(b)収益や費用の概念自体に違いがあるものがある。

(a)としては、減価償却費（耐用年数や償却方法の違い）、引当金の繰入れ（損金算入額の制限）、貸倒損失（事

実認定時点の違い)、特定の資産売却益(圧縮記帳による課税の繰延べ)等がある。これらは、費用・収益の認識時期が一時的にズレるものであるため、一時差異といわれている。

(b)としては、税務上損金とならない交際費、寄付金、役員賞与等及び税務上益金とならない受取配当金等がある。これらは、その違いが永久に解消されないことから、永久差異といわれている。

(2) 税効果会計の必要性

法人税等は基本的には企業の期間利益を課税対象としているが、上記(b)の要因は期間利益とは関係しない課税であるので、その課税額は企業会計上も課税された期間に係る税額であり、特段の調整の必要性はない。

一方、(a)の要因による税金の帰属時期の差異は、企業会計上、「将来の期間利益に対応すべき税額で当期に支払うべきもの」及び「当期の利益に対応すべき税額で将来支払うもの」を生じさせる。したがって、これらの税額を調整しないと、法人税等の額が税引前当期純利益と期間的に対応せず、税引前当期純利益と税引後当期純利益の関係を歪めることにより、投資情報としての企業の当期利益の確な把握が阻害されるとともに、適正な期間比較、企業間比較が困難となるという問題が指摘されている。また、実体的な影響として、例えば、有税による貸倒債却

や引当金の繰入れを阻害するインセンティブになっているとの指摘もある。

なお、この(a)の要因による差異は、現在でも相当の額になっていると思われるが、今後各年度の損金算入額が引き下げられる場合にはますます増大していくことが考えられる。このような問題を解消する手段として、一時差異に係る法人税額の期間帰属を企業会計に合わせることににより、企業会計上の利益が適正に表示されるよう調整する税効果会計の採用が必要である。

税効果会計は、米国、英国、ドイツ他諸外国においても広く採用されているが、我が国では、企業会計上、連結財務諸表原則で税効果会計を適用することが規定されているものの個別財務諸表には適用されていないので、個別財務諸表においてもこれを採用することが必要である。また、法人税額等に一時差異が発生することは商法本来の問題ではないが、税効果の調整は商法においても望ましいのではないかと考えられる。

2 繰延税金資産及び繰延税金負債の貸借対照表能力

税効果会計の実務においては、損益計算書において一時差異に係る法人税額を納付税額に加減して当期利益を計算するとともに、当該調整額を貸借対照表の資産又は負債に計上する。その際、前払税金に相当する「将来の期間利益に対応すべき税額で当期に支払う

べきもの」と未払税金に相当する「当期の利益に対応すべき税額で将来支払うもの」とをネットし、その残高が借方にあるときは「繰延税金資産」の項目で貸借対照表の資産の部に計上され、また、貸方にあるときは「繰延税金負債」の項目で貸借対照表の負債の部に計上される。

企業会計においては、繰延税金資産は前払税金に相当する税金を将来減少させる効果があり、繰延税金負債は未払税金に相当する税金を将来増加させる効果があると認められることから、一般的に資産性・負債性があると考えられており、すでに、連結財務諸表作成に当たっては税効果会計に適用することとされている。ただし、個別財務諸表においては税効果会計が適用されていないことから、商法上も繰延税金資産及び繰延税金負債を貸借対照表に計上することは行われていない。

今後、商法の計算書類も含め個別財務諸表において税効果会計を採用することとする場合には、まず、連結財務諸表のみならず個別財務諸表を含め、企業会計上の基準を明確化することが必要である。企業会計上の税効果会計に関する会計基準において、繰延税金資産及び繰延税金負債が法人税等の前払税金又は未払税金として資産性・負債性があることが明確にされるならば、商法上も公正な会計慣行を斟酌する立場から、企業会計上の基準と同様

に、これらを貸借対照表に計上することができると解される。

3 税効果会計を適用する会社の範囲

企業会計上税効果会計が採用され、繰延税金資産及び繰延税金負債の資産性・負債性が明らかにされた場合には、すべての会社において、商法上も基本的にはこれらを貸借対照表に計上することが適当ではないかと考えられる。この点については、前述した金融商品の時価評価を行う会社の範囲と同様、公開会社については商法上も税効果会計の適用が強制されると解することが適当と考えられる。

4 配当規制

繰延税金資産及び繰延税金負債の性格について、会計基準と同様に、商法上も法人税等の前払い又は未払いとして通常の資産・負債と変わらないと解釈されるならば、特に配当規制を行う必要はないのではないかと考えられる。

おわりに

本研究会では、ひとまず、金融商品の時価評価の導入及び税効果会計の採用の問題について、商法と企業会計の調整についての検討結果を取りまとめ、今後さらに商法及び企業会計において調整を図ることを検討することが必要となる問題が生じた場合には、必要に応じて商法と企業会計の調整について検討していくことが望まれる。